

令和2年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年7月13日（月）13時30分～16時00分
開催場所	横浜市役所18階 なみき14・15会議室
出席委員	奥委員（会長）、岡部委員、片谷委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、横田委員
欠席委員	押田委員、菊本委員（副会長）、堀江委員、宮澤委員
開催形態	公開（傍聴者 5人）
議 題	1 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書 2 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書 3 （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書 4 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価方法書
決定事項	令和2年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和2年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書</p> <p>ア 意見聴取依頼</p> <p>イ 手続について事務局が説明した。</p> <p>ウ 配慮書の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【横田委員】 3点程お伺いさせていただきます。1つ目がこの事業区域に関する質問です。この黒い点線の中が事業区域、計画区域ですけれども、この配置に決まった理由と言いますか、背景・根拠を教えてくださいと思います。駅の立地であるとか、駅舎のあり方であるとか、地上の今後の交通計画であるとか、そういったマクロな視点でのまちづくりにおいて、どのようにこの路線の計画区域が決まってきたのかを教えてくださいと思います。</p> <p>2つ目が湧水に関する質問です。早湊川と黒須田川の集水域に入る地域ということですが、湧水地点が両流域に点在していると思います。先程のお話ですと、黒須田川を直接改変する場合は水循環に配慮されるということでしたけれども、集水域ということを見ると、事業計画区域全体がどのように地下水帯に影響を及ぼすとお考えかをお伺いしたいと思います。</p> <p>3点目が広域的な視点で見た時に、かなり人流に影響が大きいと思いますけれども小田急線から直接、田園都市線やブルーラインが繋がることで、広域的な人流というものがどのように変わるのかということをごどの程度想定されているかというような所ですとか、混雑に対する対策であるとか、そういった所のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。</p> <p>【奥 会 長】 はい。以上3点ですね。事業者の方は順番にお答え頂けますか。まず事業区域が現行の案に決まった経緯ですね。</p> <p>【事 業 者】 まず事業計画区域についてですが、あざみ野駅が現在、ブルーライン</p>	

が走っておりますが、あざみ野駅の前に黒須田133号線という市道がありまして、そこにちょうど、既存のあざみ野駅が既に入っているという状況があります。そういうことで、基本的に公共用地をできるだけ活用するようなルートを考えていきますと、最初に道路沿いに引いて行きながら検討していこうとなっております。それから、すすき野付近に駅を設ける訳ですが、最初に御説明しました国の交通政策審議会の中でここら辺りに駅を設けるとというのが元々ありまして、そういった所を繋いでいくと今のようなルートになったということになります。

それから、すすき野から先につきましては、本日は説明を割愛しましたが、川崎市域に向けてどこら辺りに駅を設けるかというのは選択肢がありまして、それを川崎市の中で意見募集をした結果、王禅寺ヨネッティー付近ということになりまして、すすき野からここを繋ぐようなルートに決めたという形になります。計画区域についてはこのような考え方で進んでいるところです。

【奥会長】 では2点目ですね。次は湧水の配慮についてのお話をお願いします。

【事業者】 湧水についてですが、黒須田川を改変する、しない、ではなくて、当然、トンネルを造る中で地下水にも影響というのは注意して計画、それから施工もそうですが、していきたいと考えています。

【奥会長】 3点目は人の流れですね。広域的な人の流れの影響です。

【事業者】 広域的な人の流れにつきましては、今のルートで輸送人員というのが、一回、事業化判断をした時に出しております、その結果で言うと、1日に7.9万人の方がこの新しく造った鉄道を利用して頂けると想定しています。多摩地域ですとか、当然、新百合ヶ丘近辺、小田急線沿線の所から新横浜の方に向かって利用して頂けるのではないかと、当然、新線を造った地域の方にも利用して頂けると思っておりますが、その辺りを勘案して、1日何人というように想定はしています。

【奥会長】 横田委員いかがですか。

【横田委員】 1点目と3点目は近い話だと思いますけれども、駅付近の今後のまちづくりが進みますと、市境を跨いだ交通というものも増えてくるのではないかと思います。そういった交通計画に関する今後の目処などがあつたら追加で教えて頂きたいと思っております。

駅の混雑対策の点で、私もあざみ野駅をよく使用しておりますけれども、駅のスペースとして、今後、駅自体の改善も必要になってくるのかどうか教えて頂ければと思っております。

2点目の湧水に関しましては、ぜひ広域的に見て頂きたいのですけれども、路線の深さの情報がある程度想定できると思っておりますけれども、深さがどの程度かということと、周辺は分水嶺の里山的な樹林も残しながら湧水が分布していると思っておりますので、そういった生態系に対する配慮についてはぜひ今後具体的に検討をして頂きたいと思っております。深さについて何か情報がありましたら教えて頂ければと思っております。

【奥会長】 それではただ今の御質問にお答えいただけますか。

【事業者】 深さにつきましては、詳細はまだこれからの検討ですので未定となっておりますが、目安としましては、15～30mぐらいの深さを掘ることになろうかと考えております。

駅付近のまちづくりと一体となった駅計画と市境を跨ぐ交通というこ

とで、バスへの影響とか駅に対しての送り迎えとか、そういった交通も新たに考えられますので、そこら辺は所管する都市整備局や川崎市のまちづくり部門の部署と連携し、まちづくりと一体となった駅計画を考えていきたいと考えています。

もう一点、駅混雑対策ということで、今後の検討として今、具体的に何かというのはありませんが、そういったことがあれば、それなりにそういった混雑しないような駅空間を造っていくということを検討していきたいと考えています。

【奥会長】 横田委員よろしいですか。

【横田委員】 はい。ありがとうございました。

【奥会長】 湧水については、今御指摘がありましたように、計画段階配慮の内容の所に全く言及がありませんので、ぜひ、事業者の方、そこは今後アセス図書の中に湧水に対しての影響の予測調査、それから、環境保全措置をどうしていくのか、そこも含めて御検討頂きたいと思います。よろしくをお願いします。他の方はいかがでしょうか。

【藤井委員】 駅の配置のことでお伺いしたいのですが、すすき野付近に見せて頂いた図だと楕円形の円が付いてあるのですが、この中のどこかということで検討するというのでよろしいのでしょうか。これを全部が改変対象エリアという訳ではなくて、この中のどこかで駅を造ることなのか。というのは、すすき野付近の所にちょうど山林と農地が被っていますので、そこがどうなるのかも含めて考え方をお聞かせ頂ければと思います。

【事業者】 おっしゃる通りで、その楕円形全部ということではなくて、その中の一部で駅の検討をしていくと考えています。

【奥会長】 藤井委員、それでよろしいですか。

【藤井委員】 はい。大丈夫です。ありがとうございます。

【奥会長】 帯も600mの幅で描かれているということで、この中のどこかを通していくという、一番費用対効果のおそらく高い、環境影響も少ない所を選んでいくと、そういったことになるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 はい、その通りです。

【田中伸治委員】 横田委員が聞かれたこととも関係するのですが、駅に来る人の数が増えると思われるのですが、その鉄道自体は地下ですけれども、地上部分の駅の位置に、例えば駅前広場であったりとか何か工事を行う、改変を行う予定はあるのでしょうか。

【事業者】 工事という意味で言いますと、駅舎につきましては、工法はこれからですが、基本的には地上から地下へ掘り進めるようなこととなりますので、そのための工事ヤードとか、資材置き場とか、そういったものがあると考えています。それから、駅の改変という意味で言いますと、駅の出入口とか換気、避難回路とかは地上に出てきますので、その部分はあるのかと考えています。

【田中伸治委員】 駅舎の出入口以外に、例えば、広場であったり、バスやタクシーが停まる所とか送迎用の車とか、道路の改良とかはあり得るのでしょうか。

【事業者】 駅前広場とかの整備ですね。そういったものはまちづくりを担当している都市整備局や川崎市の部署と調整して、今の段階では未定ではあり

ますが、そういったものは考えていきたいと考えています。

【田中伸治委員】 わかりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。他の委員の方、いかがですか。中村委員お願いします。

【中村委員】 配慮事項（12）で、地上部に出る駅の出入口とか換気塔とか、変電所はまち全体と調和を取るとなっていますが、その地上部に出ない地下に線路が通っている部分はどのようになるのでしょうか。どういう配慮になるのか、今の段階で分かるのであればお聞きしたいです。以上です。

【奥会長】 地上部に出ない部分ですか。

【中村委員】 そうです。地上部に出ない部分は、まち全体との調和の配慮がなくて良いのでしょうか。

【奥会長】 それは地下埋設物との関係でということですか。

【中村委員】 駅と駅の間は、下に線路が通っている訳ですよ。そこの地上部を何かもう少し、まちづくり全体として考えていくようなことはあるのでしょうかという質問です。

【事業者】 トンネル部分の地上部はあまり考えていないのですが、ここに書いている以外の地下という意味ですと、駅舎は地下駅になりますが、周辺のまちとのイメージが合ったデザインを考えています。

【中村委員】 トンネルの上の地上部を公園にするとか、そういったものは今回はないという考えでよろしいですか。

【事業者】 トンネル部分につきましては、基本的に駅と駅の間を地下を横に掘り進み、地上を基本的に改変しないような形で考えておりますので、そういった、トンネル上部で何かというのは今のところ考えてはいないです。

【中村委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 それでは片谷委員、その後、木下委員お願いします。

【片谷委員】 先程の御説明で川崎市のエリアまで伸びる訳ですけれども、川崎市のアセス条例との兼ね合いについて少し触れられたお話がありました。1つ気になるのは、すすき野駅とヨネッティーの間はちょうど両市の境目を路線が進んでいて、アセス手続き上どういう扱いになるのかという点と、川崎市の条例ですと準備書から手続きが始まる御説明でしたけれども、一番心配しますのは、一本の路線で同じような工事を行う訳で、こちら（横浜市）では配慮書の審査をしている訳ですけれども、ここで我々委員が申し述べた意見と川崎市の方でお考えになることが不整合になることは避けなければいけないと思いますので、その辺りについて、これは事務局にお尋ねした方が良いのかもしれませんが、川崎市とのアセス手続きの調整というのは今後どうされる御予定なのか、それから路線が市の境目の下を通る時は、アセス手続き上どのような扱いになるのかという点についてお尋ねいたします。

【奥会長】 重要な点かと思えます。いかがでしょうか。事務局からお答えになりますか。

【事務局】 川崎市との関係ですが、手続きの違い、そこは最初の段階でかなり課題になりました。事前に川崎市とは協議しており、川崎市にはこちらの情報を差し上げ続けると。

基本的には川崎市の方でも現時点の扱いは未定となっています。今後

協議を継続いたしまして、川崎市と協議が整い次第、順次、川崎市と手続きの整合をさせていくようなことで進めて行きたいと考えています。

【奥会長】 事業者の方からも何か補足がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 事務局からも御説明がありました通り、川崎市と事前に調整を色々させて頂いておまして、今回、我々としては計画段階配慮ということで横浜市の方をお示ししているのですが、当然ながら、川崎市の部分についても配慮書手続きはないものの、そういった配慮をした上で計画を立てていきますということは考えています。ですので、今回の情報も当然共有しまして、方法書もそうですが両市で偏りが無いようにやっていこうと予め調整していきたいと考えております。

それから、現段階では市境の境界線上を行ったり来たりするような所にちょうど位置しております。そこがしっかり決まっていませんので、そこも決まり次第、基本的には横浜市の方は横浜市が、川崎市の分は川崎市でかけていくことになるのですが、そこが分かりづらくなならないように各々の所で被ってやるとか、市民の方から見て分かりづらくなならないよう調整していきたいと考えています。

【奥会長】 片谷委員いかがでしょうか。

【片谷委員】 基本的な方針としては理解いたしました。川崎市との情報共有を今後のアセス手続きが続く中で、十分図って頂くということを当然お考えとは思いますが、改めてお願いしておきたいと思っております。

【奥会長】 お願いいたします。では木下委員お願いします。

【木下委員】 今回の片谷委員の質問によく似た話なのですが、今の話に加えまして、この道路を中心として、ルート選定をされていくと思うのですが、特に川崎の麻生区の辺りは、そういったような鉄道が下に入ってくる上部空間なるものがよく見えないですね。ほとんどが市街化調整区域で道路らしきものがないような状況ですけれども、ここの辺りを横浜市にお聞きするのは心苦しいですが、もし状況がお分かりであれば教えて頂きたいです。ルート選定に当たってどういう考え方をとっているのか、もう少し詳しく教えて頂ければという質問です。

【奥会長】 特にすすき野から先ですか。

【木下委員】 両方です。あざみ野からすすき野辺りの部分、ここは道路を使われるのだと思いますが、そういう考え方で良いのかそこを含めて教えてください。

【奥会長】 そこも含めてお願いします。

【事業者】 ルート選定の検討の考え方につきましては、基本的に大きい道路のある所はできるだけ活用していきたいと基本的には考えています。ただ、仰られたように道路がない部分もありますし、それから鉄道ですので、急なカーブとか、そういったものも設けられないところは多々あります。ですので、そういった部分につきましては民地の下とかも通過することもあります。そういった場合は、地上権設定といった土地の制約をかけるような状況になってしまうのですが、地上権設定等をしながら行っていく形になります。道路がある所は道路、公園とか緑地とかをできるだけ活用するというのがありますが、地下ですので地下埋設物ですとか、そういった支障物がありますので、そういったものも避けるとか、

そういったところで最適なルートを検討していく流れになっていきます。

【木下委員】 わかりました。ありがとうございます。

【奥会長】 他の委員の方、いかがでしょうか。よろしければ私から1点。スライド49に関わる場所です。埋蔵文化財包蔵地について、事業計画予定地、今アセスの対象区域の中にいくつか埋蔵文化財包蔵地が含まれているということだと思いますけれども、こちらについては文化財等を発見した場合には、法律に基づいて必要な手続き、措置を講じるということではありますが、ぜひ教育委員会とも十分な連携、情報共有を図って頂いて適切な対応をとって頂くようお願いしたいと思います。ただ、掘ってみないと分からないということですよ。

【事業者】 そうですね。まだ教育委員会とは詳細な話はしていませんが、適切な対応ができるように協議していきたいと考えています。

【奥会長】 お願いいたします。よろしいですか。他にご質問等がないようであれば、本件に関する審議はこれで終了と致します。

【奥会長】 今回は、地下鉄という事業の性質上、地盤を御専門とする菊本委員が御欠席ですので、ぜひ、菊本委員の御意見も伺っておいて頂ければと思います。事務局にこの点お願いします。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

オ 審議

【奥会長】 では審議に入ります。追加で御意見などありましたらお願いいたします。よろしいですか。今回、配慮書という段階ですので、諮問、答申という形ではなく、審査会の意見を聴くことになっています。審査会の意見を聴いたうえで、配慮市長意見書を作成するということになっていますので、事務局は今回出されました委員の意見、ご指摘を踏まえて配慮市長意見書を作成されるということですね。お願い致します。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

【奥会長】他に、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

【横田委員】 1点だけよろしいですか。王禅寺から新百合ヶ丘間の計画段階配慮の中身はない訳ですけども、ここに関しての情報というか、計画段階配慮として行っていく調査というのはやらないということでしょうか。

【奥会長】 川崎市条例に基づく手続きになる訳ですよ。

【事務局】 川崎市の部分については、川崎市の条例が適用されますので、準備書の段階から開始されるということです。ただ、事業者の方が（川崎市の）まちづくりの関係部署とかアセス課の方とは何回か協議していますので、引き続きそちらの方（川崎市）と、配慮することがあるかどうかを含めて、しっかり協議するよう伝えていきたいと思っております。以上です。

【横田委員】 王禅寺の所は、黒い点々の中に入っていますけれども、これは調査対象になるのでしょうか。

【事務局】 市境の部分ということでよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。

【事務局】 今回、配慮書ということで横浜市域分につきましても川崎市域に影響する所もあります。環境配慮、いわゆる、環境情報につきましても川崎

市側の方から出てきた場合でもお受けすることになります。1つは今の制度がそのようになっています。もう1つ、川崎市とは私どももそうですが、事業者が直接接点を持っています。その中で、川崎市として必要な情報を事業者の方に提示をします。また、川崎市側への住民への説明をどういう形で行うのか、どの範囲で行うのか、その点につきましても川崎市から提示を頂いて対応するという流れに現在のところなっています。

【横田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【奥会長】 ぜひ、しっかりと情報共有して進めて行って頂きたいと思えますし、環境配慮段階での横浜市長からの意見が出されるのは、川崎市に対しても同じような配慮はしっかりとやってもらうことに、繋がっていくと思えます。横浜市の方の条例にこの段階があって良かったと思うところです。

【奥会長】 よろしいでしょうか。よろしければ、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。事務局は本日の審議を踏まえまして本件に関する配慮市長意見書の案を次回の審査会でご提示くださるということでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。そうです。

【奥会長】 そのようにお願いします。

(2) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書

(審議の進め方について、この2案件は関連性が高いため、一度に事業者が入場し、説明、質疑を行うことを事務局から提案し、審査会の同意を得た。)

ア 意見聴取依頼

イ 手続について事務局が説明した。

ウ 配慮書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【横田委員】 2点ほど質問させていただきます。この立地、非常に生態系として草地在豊かで、これだけまとまった草地、草地生態系を保全創出してくるチャンスというのは、なかなか横浜市だけでなく、全国的にもない位の立地かな、と思っています。ゾーニングについて、お伺いしたのですが、公園・墓園でほぼ外部を除くと、ほぼ利用し尽くす様なゾーニングになっているのですが、こういった草地生態系、景観が豊かな環境で、保全する地域というものをゾーンとして設定しなくて良いのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目がやはり生態系に関する事で、配慮事項(5)に“緑化によって生物多様性を豊かにする”という記述がありますが、既存の環境であるとか既存の草地をそのまま保全して生態系を作るのと、外から多様なものを持ってきて新しく生態系を作るのでは、全く環境としても質が変わっていく可能性があります。園路計画であるとか、レクリエーション施設であるとか、墓園といった中で、かなり草地自体が分断化したり、細分化される様な印象を持っていますが、ここに関しての多様性視点の戦略をお伺いしたいと思います。

【奥会長】 はい、以上2点ですね。はい、事業者の方はいかがですか。まず1点目、ゾーニングの考え方ですけれども、全てこれは、結局2つ目の質問とも関係しますけれども、このエリア全体をもう全て改変してしまう、そういうイメージで、そもそもゾーニングされているのかどうかということだと思いますが、いかがでしょう。

【公園整備事業者】 公園緑地整備課でございます。保全すべきエリアを創出した方がよろしいのではないかという質問だったという風に理解しております。公園の詳細を今後検討していく中で、当然にそういったエリアを作っていくものと考えておりますけれども、現在のところ、どこが具体的に、というところまで検討が進んでないという状況でございます。公園の詳細な検討を進めていく中で、そういったゾーンを創出していくものかなという風に考えております。

【奥会長】 はい、そして2点目は…。

【横田委員】 緑地空間の作り方ということですので、今のお話に含まれているのかなというふうに思うのですけれども、多くの空間がもう既にグラウンドであるとか、市民の方の日常的なレクリエーションの場として使われていく中で、恐らくですけれども、このゾーニングを見ると、レクリエーション空間、スポーツパークゾーンと言われるところですかね、と墓園で、かなり生態系自体は変わるのではないかなという風に見て取れるのですけれども、スポーツパークゾーンの中にも保全空間を作る余地があったりとか、中央部・外周部で保全空間を作る余地があるという理解でよろしいでしょうか。

【公園整備事業者】 詳細については今後検討していきますけれども、スポーツパークゾーンであるから保全するエリアを作らないとかですね、そういった考えはございませんので、現地の状況を見ながらですね、今後詳細を検討していきたいと思っています。

【横田委員】 是非調査して頂いて、検討を頂ければと思います。

【奥会長】 はい、お願い致します。他はいかがですか、他の委員の方。はい、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 すみません、先程の横田委員の話と被ってしまうのですけれども、今の横田委員の説明の中にあつた様に、その今の草地環境とかそういうものが無くなるものなのかどうかというのが、今のお答えの中だとちょっと不明瞭だったと思うのですよね。例えば、公園、グラウンドとかを作つてその周りを全部樹林みたいに植栽してしまうのか、今の草地を生かすかというのは、ちょっと随分変わってくる話なので、先程の横田委員の説明の続きなのですけれど、是非その改変する環境が大きく改変しそうなものなのか、今の草地環境が生かして整備されるのかという点は、是非ちょっともう一度お聞きしたいなと思います。まずそれ一点。

もう一点がその、地域の広場スペースのところ、A-3のエリアですね、そこであの色んなものが、ゲートボール場とかグラウンドゴルフ場が例で取られていて、その中にビオトープまで含まれているのですけれど、この細かいA-3というこの限られたエリアの中で、これだけ詰め込んでいる状態だと、かなり一つ一つの面積が狭い様なイメージがありまして、幅だけでも100メートルない所もありますし、そうすると、例えば形だけビオトープみたいなものを作つても、人と動物との距離が取

れていないと、全く飾りだけのものになってしまうと思いますので、その辺、質問というよりは、是非今後この辺を配慮して欲しいなと思います。以上です。

【奥会長】 はい、それで一点目についてですね、先程と同じ様な答えなのかもしれませんが、お願いします。

【公園整備事業者】 現況、公園のですね、詳細がこれから検討していくべきものと考えておりますので、どの部分が残せてですね、どの部分に木を植えるということは、現状ではまだ検討中という段階でございます。頂いた御意見等を踏まえてですね、今後検討していきたいと思います。

【奥会長】 藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 一応、緑豊かな環境ということでテーマというか挙げていらっしゃるんで、横田委員が言われていたみたいに、今の芝生とかそういう草地環境が全国的に減っていて、重要な貴重な環境の一つになっていますね。それを壊して、また他の環境を作る、要は“緑を壊して緑を作る”という発想というのは、ちょっと間違っている様な気がしますので、その辺は是非しっかりと検討して頂きたい。今の草地環境をしっかり調査して評価して頂いた上でどうするかということ、是非検討して頂きたいなと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思いますので、是非そこは委員からの意見として、配慮市長意見の方にも盛り込まれる様な方向で検討できればと思います。ありがとうございます。

他はいかがですか。木下委員、手を挙げていらっしゃいましたね。その後、中村委員お願いします。

【公園整備事業者】 申し訳ありませんが、あと1点、A-3の所の施設の御質問があったかと思えます。

【奥会長】 では、そちらの答えをお願いします、すみません。

【公園整備事業者】 A-3のところは今委員御指摘のあった表現でございますけれども、ここに書かして頂いている公園施設は、例として“例えばこんな施設が考えられます”ということで、例示をさせて頂いたものでございます。これを全てこのA-3エリアに作っていくというものではないという風に認識をしておりますので、これが全てこのところに建設されるものではないということを御理解頂ければと思います。

【藤井委員】 先程の話、意見というよりはお願いなので、是非何かしらここにもしビオトープであるとか野鳥観察池とかそういうものを作るのであれば、ただ単に作るのではなくて、生き物と人との距離を取れる様な形で創造して欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。今後整備するにあたっては、藤井委員が仰った様なことに配慮して頂きたいということですね。

では、木下委員、お願いします。

【木下委員】 配慮書第1-14頁の外周道路ゾーンの図に基づいて、ちょっと質問を致します。この外周道路とその周辺の道路との繋ぎの部分とは、ラウンドアバウトで繋ぐということになっておりますが、ちょっと見には良さそうにも思えますけれど、本当にこれでうまく交通処理ができるのか、これについては早いうちに検討をしておかれた方がいいのではなかろうか、という意見です。

それと合わせましてですね、特に県道402号というのは、この円の中に入ってくる通過交通主体の道路になろうかと思えますけれど、これはこの場所でなければならないのかどうか。極端なことを申し上げますと、外周道路に回してもいいのではないかと、これはまあ極論です。この道路については、もう少し処理の仕方があるのではなかろうかと。先程生態系とか草地とか色々ありましたが、もう少しそういう様なものとの絡みで、ちょっと配置を検討し直されたいのではなかろうかと、ということです。

それと、交通で言いますと“駐車場を配置します”と書いてありますが、それもどうい位置に配置するのかについては、これは本当に早いうちにですね、この配慮書の段階でやはり検討しておかれた方がよからうという風に思いますので、できるだけ早く御検討をお願いしたい。

それともう一つ、バス交通については、どういう風な処理を考えておられるのか。これですね、ですから、これ交通に関しましては、ラウンドアバウトの件、それからこの通過道路、402号の件、それから駐車場、それからバス交通、そこらについて、どのように考えておられるのか、あるいは、もうちょっと御検討頂けないか、というのが一番目でございます。

二番目はですね、この辺はちょっと後々でよろしいのですが、これだけ広いところですから、少し眺望空間ですね、眺望空間を少し考えられる余地があるのではないかと。これは出来たらという話で、一応検討なさったらいかがかということなんです。

三番目は、これだけの所ですから、今まで相当の降水量をここで保持してきたかと思えますが、今後増々、降雨強度が高まっていくと考えられます。そういう場合に、このところの使い方というのは、検討してあると思えますけれども、少なくとも今の降雨を保持する以上の力を持つ様なエリアとして捉えておられるのかどうか。

以上三点について、お伺い致します。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。お答え頂けますか、事業者の方。

【事業者】

(基地対策課)

基地対策課でございます。ラウンドアバウトについては、検討するというので、まだ完全に決まったことではございません。それも含めて今検討の方を、今日出席しておりませんが、道路局という事業部署の方で検討を始めているところでございます。かまくらみちの配置につきましては、これは実は色々地元さんとも含めてあった中で、今のところですね、後の話ともなりますけれども、今ここバス交通がこの所を走ってまして、区域の中だけで3箇所のバス停がございまして、それぞれ利用しているという状況でございます。その中で、利用を変えとか、外周道路を走るとすると、利用の距離ですとか、そういうことも鑑みながら最終的に決めていきたい、と。まずは残していくということ、最終形ですね、完成した時に外周道路の方に回せるのであれば、もう一度検討していきたいかなと思っております。

駐車場については、本当に利用状況を勘案して検討を早く進めていければと思っております。

バス交通については、今申し上げましたが、今ここが主要なバス交通のところでございます、それを回すかどうか、その利用者の距離とバ

ス会社の方も距離が長くなったりとか色々ございます。その辺を詰めていければと思っております。

眺望空間の方については、どういうものができるかということをもう一度関係部局と一緒に考えていければと思っております。

それと降雨を保持するということなのですけれども、当然これだけのことをするとですね、調整池等を作っていかなければいけないと思っております。それの方を、今検討を進めているところでございます。

お答えの方は、以上でございます。

【木下委員】

はい、ありがとうございました。一つだけよろしいでしょうか。先程のバス停の話がありましたのですけれども、私は合わせましてですね、そこの真ん中に通さなければならないとしても、少しルートについては考え直す余地はあるのではないのでしょうか。特に、その先程、草地とかいわゆる生態系に絡む様なものがありました、そちら側に支障をきたすということであれば、それ以上のことは申し上げませんが、もう少し良いものに持っていけるのであれば、この中の道路については、若干のシフトといった様なものを考えてはいいのではないのでしょうか、というのが意見でございます。

以上でございます。

【事業者】  
(基地対策課)

ありがとうございます。地元の利用の形態とかもありますので、それも鑑みながらですね、もう一度考えてみたいと思います。

【木下委員】

はい、ありがとうございました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。それでは、中村委員、それから片谷委員ですね、お願いします。

【中村委員】

最終処分場について、お聞きしたいと思います。配慮書の「資料6」、「資料7」頁に、どういうごみの最終処分場であったかと場所があるのですけれども、そして、今日の御説明のスライド資料43には、“環境へ影響が及ぼさないように対応する”とあるのですが、現状はどうなっているのか、というのを一つ、この場所が現状どうなっているのかということと、溶出実験等で何も今出ていないのかどうかというのを教えて頂きたい、というのが一点です。

それから、もう一点は、御説明のスライド資料8の「防災機能の確保」というのがありますが、私が聞き漏らしたのかもしれないが、どの様な形でこの防災機能を確保するのか、というのをもう一度お聞きしたいと思います。

その2点です。以上です。

【奥会長】

お答え、お願いします。

【事業者】  
(基地対策課)

基地対策課でございます。現状としてはですね、この上、野球場とかですね、何も使っていない草地とか、といったところで使用されているというところでございます。土壌汚染調査等をしておりますけれど、今のところ、今のところというのは変ですけど、特にここについては基準を超えたものは何も出ておりません。

それと3点目が…。

【奥会長】

防災機能ですね。

【事業者】  
(基地対策課)

防災機能ということについては、今このところが既に広域避難場所と言ってですね、大規模な延焼が起こった時にそこに一時的に逃げ込ん

でくるといところで指定を受けております。その継続はしていきたいと思っております。後、将来的にはですね、ここで建物とかをあまり建てない様な形でですね、色々な大きな災害が起きた時にですね、自衛隊とか警察が来る防災の活動の応援拠点ですとか、後は廃棄物置き場とかいう形の時に応じて使っていこう、ということを考えております。

【奥会長】 中村委員よろしいですか。

【中村委員】 そうしますと、防災機能については継続ということで、新たなもの、建物を建てないということをおっしゃったのですけれども、それ以上でもないという理解でよろしいですか。

【事業者】  
(基地対策課) 一応ですね、そういう意味では、跡地利用基本計画（「深谷通信所跡地利用基本計画」の意）という本編のところには書かさせて頂いていますが、今のところまだ調整をしておりますが、飛行機場外離着陸場という様な臨時のヘリコプター場みたいなものを作っていくとかですね、そこところはやっていこうかという風に考えております。

【中村委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 では、片谷委員、お願いします。

【片谷委員】 先程、横田委員や藤井委員が仰ったことに対する補足的な意見なのですけれども、現段階でどこをどういう風に緑地として残すか、という様なことを具体的に説明するのは、確かに難しいというか無理であろうと理解できます。一方で、やはり配慮書ですので、目標を設定するというのも目的にある訳で、例えば、このくらいの割合は残すように今後計画を作るであるとか、その程度意思表示は出来ると思うのですよね。特にこれ、市の条例に基づくアセス手続に、市が事業者として関わっておられるわけですから、ある意味でアセス手続でアセス図書の優れた例にしてもらわないと、やはりこの審査会としても困るところがありますので、なるべく盛り込める情報はやはり盛り込んで頂く、という方針で図書を作って頂きたいので、本来、やはりもう少し、保全の目標設定みたいなことに触れて頂けるとよかったのではないかと、ということ意見をとして申し上げておきたいと思っております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。なかなか、どの程度現況のまま残すというところが示しにくいというのは、恐らく民有地もこの中にかなり含まれているということなのかな、と思っておりますが、ちょっと基本的なところを確認させて頂きたいのですけれども、配慮書の第1-4頁、暫定利用として、現況この様な用途で利用されているという図が載っておりますが、この緑色で塗ってあるところは、今、国からの委託を受けて市が管理をして、市民の利用に供している部分だと思います。それ以外の白いところは、これは基本的に民有地だという理解でよろしいですか。

【事業者】  
(基地対策課) 基地対策課でございます。この土地はですね、元々日本海軍がですね、戦前に全て民間地を買収して日本軍の通信基地として使った所でございます。それを戦後、アメリカの方で接收して使ったということでございます。基本的には100%国有地でございます。ここの緑色の所というのは、私どもが、今先生が仰られたように、ちょっと真ん中の囲障区域という建物のある網に囲まれた、ここは、我々管理していませんけれども、それ以外というのは、今借りているところです。元々がですね、米軍が接收時代もですね、この周りというのは、米軍の基地の司令

官との締結をして野球場を作ったり、この白い所というのは、主にですね、農園とか市民農園みたいなものを作った、ということでほとんど使われていたと、いうことでございます。ただ、国に戻ってきた時点でですね、農園というのは収益を上げるもので国有地としてそぐわないということで、もうそれは駄目だということで、野球場とかそういう地域のゲートボール場とかだけが残っているというところでございます。

【奥会長】 分かりました。では、民有地はもう含まれていないということですか。

【事業者】  
(基地対策課) はい、民有地はもうございません。

【奥会長】 分かりました。市民農園はこの白い所には残っていない？

【事業者】  
(基地対策課) 全て無くなりました。

【奥会長】 全て無くなった。はい。この白い所の用途は、どの様に今使われているということになるのですか。

【事業者】  
(基地対策課) 白い部分は何も使っておりません。国の方で年に2回ですね、草が生えますので草刈りをしたりということをしてきたりとかいうことをやって、基本的に何も使われていない。ただし、現場の方がちょっと柵があるので、そこをちょっと昔の散歩道みたいにして通ってしまう、という現実がございます。

【奥会長】 はい、分かりました。では、白い部分が基本的に特に草地のまま残されているという…。

【事業者】  
(基地対策課) はい、何も手を付けてございません。

【奥会長】 というエリアだという訳ですね。はい、ありがとうございます。

他に御質問ございますか、他の委員の方。どうでしょう。はい、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 すみません、頂いた図面を見るとですね、河川の支流的なものが2本、この事業地内に入り込んでいるのですけれど、これがどんなものなのか、川というよりは、ただの水路なのか、どういう関係なのかをお聞きしたいのと、もし今の段階で、それをどう生かしていくのか、もう生かさずにそのまま例えば蓋をしてしまう様な形にするのかとか、何かしら方針がありましたら、ちょっとお聞かせ頂きたいなと思います。お願いします。

【奥会長】 はい。お願いします。

【事業者】  
(基地対策課) 基地対策課でございます。今のところ、ここは河川というよりは水路の状況でございます。実際に、ここのはですね、今考えているのは、実際に水路を外周道路の方に移設するのか、そのまま活かして何かやるのか、ということも含めて、今最終的に検討しているところでございます。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】 今の藤井委員の御質問ともちょっと関連しますけれども、外周道路が全周をぐるっと一周する形になる訳ですけども、そうすると、内側と外側は生態系としては完全に分断されるように思うのですけれども、

今、航空写真なんかをちょっとネットで見ていたのですが、緑が水路の部分は連続しているようにも見えるのですが、こういったところは、今後、整備後は分断されてしまうのか、それともそういった部分に関しては、内と外を繋ぐ何かつなぐ様な何か仕掛けを考えるのか、その辺りはいかがでしょうか。

【事業者】  
(基地対策課)

50メートル道路といってもですね、例えば名古屋の100メートル道路とか、札幌のあの広い道路に相当しているのではございません。車道が通るのは、上下2車線の道路でございます。この他に、先程もちょっとあったのですよ、ジョギング道だとか自転車道だとかいうもので、公園にも近い様な形のものを作る、内側に作っていかうと思っております。公園との連続性はうまくできればという風に思っております。

【田中伸治委員】

はい、ただ、車道は連続してぐるっと1周して囲むわけですね。

【事業者】  
(基地対策課)

はい、ほぼ一番外側になると思っております。

【田中伸治委員】

そうすると、やっぱり内側と外側はそれで分断されるのではないかと思います、それはいかがですか。

【事業者】  
(基地対策課)

区域(「事業計画区域」の意)の内側と外側という意味でしょうか。

【田中伸治委員】

そうですね、はい。

【事業者】  
(基地対策課)

そういう意味では、区域の内側と外側というのは分断されることが出てくると思います。

【田中伸治委員】

はい、それに関して何か、円周全体ではなく一部だけでも繋げる様なことを、現在考えておられるかどうかはいかがですか。

【事業者】  
(基地対策課)

そこまで今まだ検討しておりませんので、お話しを頂いたので、何が出来るかということは、これから考えていきたいと思っております。

【田中伸治委員】

はい、お願いします。

【奥会長】

はい、お願い致します。他はいかがでしょうか。他大丈夫でしょうか。はい、岡部委員、お願いします。

【岡部委員】

先程、木下先生も仰ったところと重複している点もあるかもしれないのですが、駐車場をですね、かなり多分作られることになるのではないかなと想定致します。例えば、墓地も12ヘクタールといっても、かなりの数になると訪れる方のための駐車場の規模もかなりのものになるのではないかなという風に思ひまして、そうしますと、緑のところでない部分というのが77ヘクタールの中で相当な部分を占めてくるのではないかなという風に思われます。今、配慮書の段階なので、はっきりとは示せないというお話もありましたけれども、出来ましたら大体どの程度くらいは駐車場として、いわゆる緑が無い部分というか、舗装してしまう部分になるのかというのが、教えて頂けるとありがたいかな、というか、どのくらい環境に影響する、環境が変わるかなという一つの目安にもなるのかなという風にちょっと考えたのですが、何か今の時点で、どの程度というのはお考えになっていらっしゃるというのはありますでしょうか。

【奥会長】

はい、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【公園整備事業者】

はい、公園緑地整備課でございます。現在のところですね、駐車場の規模ですとか、位置につきましては検討している段階でございますの

で、概ねこれ位を今考えているとか、お示しできない様な状況になります。今頂いた御意見等も踏まえてですね、今後駐車場の規模ですとか、配置を検討していきたいと思っております。

【墓園整備事業者】

はい、墓地整備計画担当です。墓地の駐車場につきましては“約”でございますけれども、この整備内容によって変わるかもしれませんが、750台程度の駐車場を計画しております、その内、舗装する、平地でも使う分（常時使用する駐車場の意）は舗装にしたいと思っておりますが、それ（舗装する駐車場）は少しにして、他の（多くの）臨時駐車場については、芝生であったりとか、そういう（舗装しない）駐車場にしていきたいと考えております。

【岡部委員】

はい、ありがとうございます。

【墓園整備事業者】

すみません。墓地につきましては、横浜市のですね「墓地等の経営の許可等に関する条例」という条例の中で、構造設備基準という基準が定められております。その基準の中で、“墓地の中には緑地を一定程度の割合必ず設けなさい”という数値基準がございます、今回こちらの深谷については市街化調整区域ですので、墓地の全体の35%以上の緑地を確保しなさい、という基準がございますので、少なくとも35%以上は緑地を確保することで、これから検討することになります。以上でございます。

【奥会長】

はい、よろしいですか。岡部委員。

【岡部委員】

はい。

【奥会長】

他の委員の方いかがですか。はい、田中稲子委員、お願いします。

【田中稲子委員】

途中通信不具合で聞き漏らしたかもしれないのですが、横浜市は墓地にする土地が足りないということで、納骨堂を建ててお参りするシステムに切り替えている印象もあったのですが、この敷地をあえて墓地利用するというのはどういった経緯でしたでしょうか。ちょっと事前に説明があったかもしれないのですが、補足頂けるとありがたいです。

【奥会長】

どうでしょうか、お願いします。

【墓園整備事業者】

墓地整備計画担当です。納骨堂は、最近では日野に「日野こもれび納骨堂」という機械式の納骨堂なども作っておりますけれども、芝生型墓地ですとか、公園型墓地に関する要望、人気（市民から）が高いので、こういう深谷という広い場所が確保できそうな所で人気のですね、そういう墓地（公園型墓地）を整備していきたいということで、ここに計画をしています。

【田中稲子委員】

緑豊かな所なので、あえて墓地に使わないで、先生方が仰っている様な保全の方向で使われてもいいのかなと思ったのですが、他に土地がないと理解をすればいいのでしょうか。

【墓園整備事業者】

墓地整備計画担当です。墓地で、繰り返しになりますけれども、皆様（市民）の要望が高いのが、芝生ですとか、樹林ですとか、自然に還ると言うのですかね、そういう場所に墓地納骨堂を作りたい、という要望がございます。そういう場所を整備できる所となりますと、面積もある程度、最低でも数ヘクタール必要になりますし、交通も最低でバスとか、ある程度（公共）の交通機関で行ける場所、そういう中で、こういういい場所と申しますか、深谷の様な場所は横浜市の中でもそんな

くてですね、今回、米軍の方から日本の方へ返ってきたということで、この計画の方を進めさせて頂いております。

【田中稲子委員】 いいです、ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。他はいかがですか。一通り御意見頂戴しましたでしょうか。はい、それでは、先程も片谷委員からも御指摘がありましたけれども、全てここ国有地ということであれば尚更ですが、今後、方法書の段階に進んでいく中において、できるだけ、どの程度改変せずに草地として残していこうと考えるのか、もう少し具体的なビジョンと伺いますか、それなりの目標値をもってゾーニングはこのゾーニングでいいのですけれども、具体的な土地利用の在り方をもう少ししっかりと見せて頂いた上で、より実質的な議論、審議ができるようにして頂ければと思いますので、そこの辺りの御検討を是非深めて頂くように、今後よろしくお願い致します。

よろしいでしょうか。他、特に御意見御指摘ございませんようでしたら、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退席をお願い致します。

(事業者退席)

【奥会長】 退席されましたか。

【事務局】 はい、事務局です。事業者、退場いたしました。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは審議に入ります。追加で御意見ございましたらお願い致します。ございますか、大丈夫でしょうか。今回も、先程と同様ですが、配慮書の段階ですので、諮問・答申という形ではなく、審査会の意見を聴くということになっております。本日出されました意見を踏まえて、配慮市長意見書を作成するということになっております。特に追加ではよろしいですか、皆様。

それでは無いようでしたら深谷関係この2つの案件に関する審議はこれで終了と致します。

事務局は、本日出されました御意見も踏まえまして、これらの事業に関しての配慮市長意見書の案を、次回の審査会で御提示して頂くように準備をお願い致します。

【事務局】 はい、分かりました。

(3) 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価方法書

ア 答申(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 はい、ありがとうございました。ただ今説明頂いた内容について、御意見、御質問ございますか。前回の議論を踏まえて、修正を加えてまとめて頂いております。どうでしょうか、大丈夫そうでしょうか。

はい、1(1)のところで、「また」で加えて頂いている部分ですけども、これは「本事業において地域と環境への貢献について準備書に記載すること」でよろしいのではないかと思います、文章としては。「貢献部分を」を「貢献について」で良いかなと思います。

【事務局】 かしこまりました。

【奥会長】 ちょっと細かいところですが。他は大丈夫ですか、皆さん。

はい、田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】 はい、1点ですね。2(1)「工事中」のウaですけども、前回御議論ありました、工事車両のルートなどについて、前回の会議でも何人かの方から、その工事車両と歩行者との錯綜についての懸念の声があったと思いますので、もうちょっと具体的に、特に歩行者との錯綜を防ぐとか、錯綜に配慮してとか、そういう言葉が入った方がよいのかなと思えました。いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、そうですね。“歩行者の安全への配慮”というそういう要素を盛り込んで頂きたい、ということですね。いかがですか。そうしたこともあったので、「安全」なのか「地域社会」なのか、どちらの分類になるのかといった議論もあったような記憶がありますが、事務局いかがですか。

【事務局】 「工事用車両の想定台数及び走行ルートを明らかにし、歩行者への安全を第一に考慮して、適切な…」、その様な感じでもよろしいですか。

【田中伸治委員】 はい、そういった言葉が入れば、そこの部分に入れば良いかなと思います。

【奥会長】 そうですね。では、その様に修正を加えて頂くということでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、事務局、了解しました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがですか、大丈夫でしょうか。はい、他は特に無いようですね。

はい、では2点修正が入りますけども、それで、答申案を確定させて頂くということでよろしいでしょうか。はい、事務局、その様にお願い致します。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、これは答申案ですね。本日の審議を受けて答申案を修正して頂きまして、修正後の確認については、私の方に皆様、一任して頂くということでよろしいですか。

先程の「1(事業計画)」の「また」の文章ですね、「貢献について準備書に記載すること」、それから「2の(1)ウa」のところに「走行ルートを明らかにし、歩行者の安全を第一に適切な予測、評価…」といった様な修正して頂くという、この2点ですね。それで、事務局に直して頂いたものを、私の方で確認するというので、一任して頂けますでしょうか。

【委員一同】 はい。(異議なしの様子)

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、その様にさせて頂きます。ありがとうございます。本日、長時間にわたりましたけれども、本日の審議内容につきましては、会議録案で後日御確認頂くということで、よろしくお願い致します。

それでは、本日予定されておりました議事が全て終了しましたので、事務局にお返し致します。

資料 ・令和2年度第3回(令和2年6月30日)審査会の会議録【案】  
・横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間(横浜市域)に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について(依頼)(写し) 事務局資料

- 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
- 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書の概要 事業者資料
- （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写し） 事務局資料
- （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写し） 事務局資料
- （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
- （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
- （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業、（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書の概要 事業者資料
- （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書の概要 事業者資料
- （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書の概要 事業者資料
- 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価方法書に係る答申（案）  
事務局資料